明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**総務**八二）　一

○老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一三五）　一

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**四〇）　二

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**三七六）　二

○日本国に帰化を許可する件（**同**三七七）　三

○返納を命じた旅券を無効とする件（**外務**四四三、四四四）　三

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**一八）　三

○重要無形文化財の保持者の認定及び指定が解除された件（**文部科学**一五四）　三

○高齢者の居住の安全の確保に関する基本的な方針の全部を改正する件（**厚生労働・国土交通**一）　七

○高齢者居宅生活支援サービスに係る指針を定める件（**同**二）　八

○高齢者が居住する住宅の設計に係る指針の一部を改正する件（**国土交通**九〇六）　八

○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第六十四条の国土交通大臣が定める措置の全部を改正する件（**同**九〇七）　九

○道路に関する件（**関東地方整備局**二八三～二八七）　九

〔人事異動〕

農林水産省　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　二

〔官庁報告〕

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　二

法　務

公証人任免（法務省）　三

〔公　告〕

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価、所得税法第二一四条の規定に該当しなくなった非居住者、建設業の許可の取消処分、平成二十一年度共同研究公募課題関係　二三

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　二三

会社その他　三三

省　令

○総務省令第八十二号

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十八号）の一部の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の百二十一の項、別表第二の九の項、別表第三の二十四の項、別表第四の八の項及び別表第五第二十九号の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月十九日

総務大臣　佐藤　勉

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第百二十四項中「試験」を「採用試験」に改める。

第二条第九項第一号、第三条第二十四項第一号、第四条第八項第一号及び第五条第二十九項第一号中「第三十条第一項」を「第三十一条」に改める。

附　則

この省令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十一年八月十九日）から施行する。

○厚生労働省令第百三十五号

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十八号）の施行に伴い、老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月十九日

厚生労働大臣　舛添　要一

老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令

第一条　老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条の四中「第四条」を「第六条」に改める。